

## 裁判員経験者の意見交換会議事録

名古屋地方裁判所

### 1 日時

平成28年7月12日（火）午後2時00分から午後3時50分まで

### 2 場所

名古屋地方裁判所共用室A（事務棟8階）

### 3 出席者

司会者 丹羽 敏彦（名古屋地方裁判所部総括裁判官）

裁判官 安福 幸江（名古屋地方裁判所裁判官）

検察官 笹井 卓（名古屋地方検察庁公判部）

弁護士 宇佐美芳樹（愛知県弁護士会）

裁判員経験者 2番，3番，4番，5番 4人

### 4 議事内容

#### 【全般について】

（司会）最初に、感想や印象、裁判中の御苦勞など、全般についてお話しいただきたいと思います。私から、まず、どのような事件を、どのくらいの期間担当されたか、順に御紹介させていただきます。

まず、2番さんが担当されたのは、計5日間の裁判で、いわゆる通信アプリケーションの利用を通じて知り合った女性との間の事件が複数あるというものでした。具体的には、女性の住むマンション敷地に侵入した上、その方から無理やりリュックサックを奪おうとして怪我をさせてしまった強盗致傷の事件、さらに、別の女性に路上で急に抱き付くような形で接触してしまった事件、また別の女性と遊びに行っている最中に、鞆の中から鍵を盗み取って、その後公園のトイレでわいせつな行為に及んで怪我をさせるという事件でした。その中で、鍵を盗んだという点については事実関係に争いがありました。2番さんか

ら、全体の感想や印象など、お願いします。

(2番) 個人的には、すごくいい経験をさせていただき、やって良かったというのが率直な感想です。事件の内容に対してどうこうというわけではなく、裁判に参加するということが日常的にはできない経験なので、人生経験、社会勉強という面で良かったと思っています。裁判中に負担に感じたことは、やはり仕事を休んで来ているという点です。裁判中は、朝4時くらいに起きて一度仕事に行き、9時前くらいに抜けて裁判をして、また会社に戻って夜8時か9時くらいまで仕事という生活をしていました。体力的にややきつかったということはありませんが、会社の理解があり、自分の体力の問題だけで解決できました。裁判に参加することを優先したかったので、無理してでもやることができ良かったというのが感想と、負担に感じたことです。

(司会) 次に3番、4番さんが関与された事件は、覚せい剤の輸入の事案でした。覚せい剤を空港まで輸入したことは争いがなく、営利の目的があったのかが争点になりました。公判の日数は、計5日間でした。3番さん、4番さんから、一言ずついただけますでしょうか。

(3番) まずは、非常に貴重な経験をさせてもらったことに対して、本当に感謝しております。裁判については、ニュースやドラマで言葉だけは聞いたことがありましたが、予備知識も何も無いものですから、最初は不安でしたが、裁判所に来庁した際も、電話の際も、事務の方や裁判官の方が非常に親切に丁寧に説明してくれましたので、不安はあまり感じませんでした。いろいろな事柄に対して配慮がされており、不安もなく集中できました。これとって大きな負担は、自分の場合はありませんでした。

(4番) なかなか無い経験をさせていただいて、勉強になってすごく良かったです。被告人が外国人で、営利目的が争点ということでしたが、精神的負担はあまりありませんでした。仕事の方でも、国民の義務ということで、特別なお休みをいただいて、本当に負担なく参加させてもらえて裁判に集中できました。

(司会) 最後に5番さんですが、今日おいでいただいている方の中では裁判の日数が一番長く、計7日間でした。一番問題となったのは、強姦致傷の事件について被害者との性交渉が合意に基づくものであったかどうかという点でした。全般的な感想、印象、御負担に感じた点等、お話しいただけますでしょうか。

(5番) 良い経験でした。今の仕事と全然違うことでしたので、良い社会勉強をさせてもらって、大変ありがたく思いました。裁判員になる日にちについては、仕事が夜勤のため、会社に報告して都合を付けることができ、負担ということはありませんでした。

**【スケジュール調整等について】**

(司会) 裁判員候補者の方々に裁判所にお越しいただけるかどうか、まず入口としては一番の問題であります。一つ目にお聞きしたいのは、皆さんの側にはどのような御苦勞があったのかという点です。二点目にお聞きしたいのは、裁判の日程は、裁判所、検察官、弁護士で相談して決めるわけですが、日程について工夫をしてほしいと思われた点があったかという点です。現在は、選任のために一度お越しいただき、そこから数日空けてから裁判を始めるというやり方をしています。そして、日数が5日間から7日間程度の事件ですと、ほぼ連日、裁判の期日を入れておりますが、遠くにお住まいの方、御仕事や御家庭の事情がある方もおられますので、1日当たりではおおむね午前9時半から午後5時くらいまでの拘束時間となっております。裁判員候補者の皆さんとの関係では、裁判の日程が決まった後に、ここに都合が合うかどうかをお尋ねする形にならざるを得ないのですが、そういったことを前提に、スケジュール調整にあたって皆さんが苦勞された点、当方で工夫すべき点がありましたら、今後の参考にさせていただきたいと思えます。

(2番) 参加した事件は、2日裁判をやって、土日を挟み、また3日裁判をするというものでしたが、非常に助かったのが土日を挟んでいただいたことです。土日に仕事をするのができたので、何とかなつたというのが一点です。裁判には

いろいろな関係者が絡んできますので、決まった日程に参加する裁判員側が受け身になってしまうのは致し方ないのかなと思います。それに対応できない事情があるのであれば、辞退するということになりますから、今以上に何かするのは現実的ではないのかなと思っています。

(司会) 土日を挟んで、2日間空くことによって、その前に聴いていた証人や被告人の話はどういう内容だったかなとなることはありませんでしたか。記憶の新しいうちに評議ができる日程の入れ方が多いかと思うのですが、時間が空くことによって、記憶保持の点で問題ありませんでしたか。

(2番) 人にもよると思いますが、私は大丈夫でした。当時、裁判長から、事件について家で考える必要はないという説明があったのですが、時間を置くことによって、冷静に事件の内容を分析することができたというところもあったので、慌ててやるよりは、少し時間を空けた方がいいのかなという印象でした。

(司会) 3番、4番の方が関与された裁判も、似たような形で土日を挟んでいました。木曜と金曜に法廷で証拠を見て、三連休を挟んで、火曜に検察官・弁護人から論告・弁論をお聴きし、引き続き火曜と水曜に評議をして、木曜に判決という流れでした。スケジュール調整などの御苦勞や日程の組み方でお気付きの点など、ありますか。

(3番) スケジュールに関しては、会社が全面的にバックアップしてくれました。裁判所から裁判の日程を書いた通知が来て、それを最初に会社に提出しますので、日程のやりくりには何の問題もありませんでした。確かに休みを挟むと忘れがちにはなるのですが、逆に、休みの間は何も考えずに普段通りの生活をして、気が紛れて集中できたということがありましたので、そこまでの問題はありませんでした。

(4番) 裁判所から、1か月以上前に通知が来ており、それを職場に出して「当たったら行かなくちゃいけないかもしれない。」と言ってありましたので、全然問題はありませんでした。むしろ三連休に仕事をすることができ、裁判員もでき

ました。早めに連絡して下さったのが良かったです。

(司会) 次に、5番さんが御担当されたのは、やや長めの日程でした。月曜からスタートして、月火水の3日間に証拠書類の取調べのほか、複数の証人に対する尋問、被告人質問をしました。その後、木曜に論告・弁論に引き続き評議を始め、金曜、月曜と評議を行い、1日空けて、水曜に判決を宣告しました。都合7日間で、前半の3日間は法廷での審理、後半の3日間は評議、7日目に判決という流れでした。休みも挟んでいますが、やや長い裁判でした。御負担などはどのようなものでしたか。

(5番) 裁判官の方が休憩を入れてくれたりしましたので、そこまでは負担に感じませんでした。ただ初めての経験ですので、証言や論告・弁論などで頭の中がいっぱいになるようなことはありましたが、進め方としては別に工夫してほしい点などは一切ありませんでした。

(司会) 検察官は、裁判の日程の組み方について、何かお考えになっていることなどありますか。

(検察官) 論告、弁論の期日については、証拠調べの期日とは別にすることが一般的に多くなっています。我々は、被告人質問の内容等を論告に取り入れたいものですから、否認事件であれば特に、証拠調べとは別の期日に論告をさせていただきたいのですが、裁判員の皆さんからすると、どうして同じ日にやってくれないんだとか、別の日にすることによって裁判が長引いてしまうじゃないかというお考えもありますでしょうか。

(司会) 3番さんと4番さんお二人の裁判は全部で4日間でしたが、このうち2日目は午前中だけの短い時間の証拠調べがあっただけでしたので、その後に少し時間を空け、論告と弁論をやれば日程が1日縮まったかもしれません。ただ、検察官と弁護人としては証拠調べを踏まえて論告、弁論をしたいものですから、どうするのが良いでしょうかということです。皆さんは1件しか御担当になっていないため、そのような方法があることも御存じないかと思います。弁護人

としても別の期日が良いのでしょうか。

(弁護士) はい。

(司会) そういうことで論告・弁論が別の日になっていたということです。この裁判では更に土日月と休みを挟んでいるのですが、このようなやり方を聞いて、どう感じられますか。

(3番) 集中してやらなかった方がかえって良かったと思います。いろいろなことをその場で考えていかななくてはならないですし、日にちを短くすることが真の目的ではないと思いますし、日にちが1日余分にあることでより細かくやっていけるのではないかと思います。内容の濃さを採る方が、日にちを短くするよりはいいと思います。

(4番) 人を裁くというところで考える時間、また、私たち素人にも分かるように資料も上手にできていたことから、準備する時間も必要だと思います。短くしてほしいとは全然思っていないで、今回やったような感じでいいと思います。

(司会) 弁護人も、他の業務がある中で、1週間丸々期日を空けるというのは大変だと思います。その点も含めて期日の取り方や日程の調整について、御意見、御質問等ございますか。

(弁護士) 弁護人としては、尋問の期日が詰まってしまうのは仕方が無いと思っています。もちろん他の業務もあるわけですが、それを理解した上で裁判員裁判を引き受けています。ただ、最後の弁論は尋問の次の日ではなく何日か空いている方が弁護側としては助かります。実際のところ、5番さんの事件では、尋問翌日に弁論をするため、一睡もせずに作りました。尋問してみて、思っていたのとは違う事実が多く出てきますと、準備はしていても、書き直す部分が出てきます。期日が長くなって御負担もありますが、弁護人としても時間は欲しいところです。

(司会) 準備や分かりやすさのため論告、弁論を別期日としていることは、裁判員を経験した方には御理解していただきやすいのですが、裁判員選任手続期日のお

知らせには日程しか記載されず、その日程が組まれた事情については事前に説明できないことから、裁判員候補者の方には日数が長いという印象しかお持ちいただけないのが悩ましいところです。

(裁判官) 皆さんは最初に日程表を見たときに、こんなに長いのかと思ったりしましたか。

(3番) 逆です。こんなに短くていいのかと思いました。これだけで裁判が終わってしまうのかと思いました。ついていく知識がないものですから、いろいろな資料が与えられて見るだけでも大変なので、長い方がまだ良くて、期間を短くされると余計大変です。準備する時間が短くて内容が薄かったら、どうなのかという話にもなると思います。長いとは思わなかったです。

(4番) 私もです。

(司会) 2番さんは、裁判所に来る前も後も仕事をされていたとお話いただきましたが、裁判の日数との兼ね合いではどうですか。3日の裁判なら参加できるけれども、7日、8日となったら参加が無理だという方もみえると思います。1日でも御負担を少なくすることで広くいろいろな方に参加していただけるようにしたいとも考えていますが、どうでしょうか。

(2番) 事前に日程が出ているので、それに対し、自分がついていけるかどうかは判断できます。ついていくと決めたのであれば責任を果たすだけの問題です。断る権利も設けていただいているので、そこは個人の都合で日程に合わせられるかどうかを判断すればいいのかなと思います。ところで、先ほどの話で、論告・弁論と証拠調べとの関係はどういうものなのでしょう。検察官や弁護人は、被告人のことを良く知っているのですか。

(司会) 検察官は捜査をする過程で色々な証拠を集めた上で、被疑者の取調べもして起訴しているわけですが、その後、弁護人もその証拠を見て、弁護人としての立場で被告人と話をしています。

(2番) 被告人に対する情報量が、裁判官や裁判員とは違うのではないですか。論告、

弁論と証拠調べとの日程を分けた方がいい、1日空けて考えたいというのが、被告人が法廷で何を言い出すのか分からないというところにあるのでしょうか。

(司会) 被告人もですが、証人もでしょうね。筋書きがあるものではないですから、やはり実際に法廷で聞いたところを踏まえて、検察官、弁護人の立場で考え直して、論告、弁論をしたいということだと理解しております。

(検察官) そのとおりです。

(司会) 弁護人の立場からも何か追加でありますか。

(弁護士) 論告と弁論は、証拠調べの集大成として行いますので、今まで関わってきた思いを全部出すために、1パーセントでも充実したものを最後にプレゼンテーションしたいという思いがあります。何度も添削をしたりするわけですし、悔いの無いようにするために、時間が欲しいと思ってしまうんです。

(2番) 私たちは素人なので、そういうものだと言われればそう思いますし、違うと言われれば違うと思いますし、どちらでも構わないです。

#### 【審理・評議について】

(司会) 検察官、弁護人には、見て聞いて分かるような形で法廷での訴訟活動をしていただきたいと思っておりますが、そのような目を見たとき、(ア)冒頭陳述、(イ)証拠の説明、(ウ)証人、被告人に対する質問、(エ)論告、弁論という流れの中で、印象に残っている点、工夫してほしい点等があるかと思えます。検察官、弁護人のいずれに対するものでも結構です。

(2番) 印象に残ったのは、審理が駆け足すぎるという点がありました。私が参加した裁判はいろいろと件数が多かったのですが、時系列が分からないまま、次から次へと進み、また、被告人の通称もころころ変わっていたので、人物の相関関係が分からなかったというのがありました。

(司会) 今の「通称」というのは、被告人が通信アプリケーションの利用の中で使用していた通称が何種類もあったという点ですね。また、この裁判は、被害者ご



とに、住居侵入・強盗致傷の事件，迷惑防止条例の事件，窃盗・強制わいせつ致傷の事件という順で，これらの事件ごとに，証拠書類を取り調べて被告人質問を挟むという審理の進め方でした。大半の事件は，事実関係に争いがなかったこともあり，その部分が平坦だったというわけでしょうか。

(2番) そうですね。淡々と進んでしまったという感じがしました。もう次の人に進んでしまっているのかという印象がありました。被告人がほぼ事実を認めていて，それはそうだよね，こういった物が映っているよねというのを淡々と見ていって，後は量刑を決めるだけでした。本当に考えることもなく，淡々と物事が進んでいくという印象でした。

(司会) 確かに2番さんが言われたとおり，検察官が書類を読み上げたり，画面で見るだけというのもどうかという問題があり，実際に被害者に来てもらって法廷で話してもらおうという審理をすることも多くなってきました。ただ，この事件では，被害者が未成年の女性ということで，法廷に呼んで話を聞くということがしにくかったという事情があるようです。争いになっている窃盗については，被害者を証人として直接聞いたということですが，窃盗は事件全体の中ではどちらかと言えば軽い犯罪であったため，犯罪の重みと，審理の手厚さのバランスが少し崩れているかなという印象が私にもあります。

次に，3番さん，4番さんの事件は，被告人が来日する前に交わしていたメールの内容が重要な証拠でした。このメールの読み上げを聞いていただく時間が結構かかりましたが，この内容を踏まえて被告人質問をするという審理になっていました。審理を通じての印象等をお聞かせください。

(3番) 検察官は声も大きく，的を絞って，要点だけを言っていたので，非常に分かりやすかったです。検察官の声が大きいせいか，弱い印象はあったものの，弁護人も言うべきことは言っており，それは伝わってきましたので，非常に良かったと思います。証拠に関しては，時系列で順番を追っていましたから，素人の我々が見ましても，分かりやすかったです。証拠が整理・システム化されて，

分かりやすく、思い出すときもすぐに浮かんでくるものでした。これが例えば普通に文章として書いてあったら、分かりにくい面がどうしてもあるので、非常に工夫されていると感じました。最後の論告、弁論もお互いに言うべきことをしっかり押さえて、明確化されていたので、非常に良かったと思います。

(4番) 資料がとても見やすく、私たち素人でもよく分かったので、作成するのにすぐ時間を取っているのがよく分かりました。プレゼンテーションもよく分かるようにしてもらっていると思いました。ただ、被告人が外国人の方で、質問に対して違う答えが返ってきたりしていたので、弁護人が大変だったと思います。

(司会) 5番さんの事件は、証人尋問が非常に多い事件でした。印象に残っている点等ありましたら、お聞かせください。

(5番) 更に工夫する余地はなかったと思います。資料は多かったです、きめ細かく作ってもらっており、助かりました。手続全てにおいて疑問はなく、自分の頭の中で整理できて、進んでいったので、感心したところです。

(検察官) 我々の訴訟活動について分かりやすかったというお褒めの言葉をいただき、ありがとうございます。冒頭陳述や論告については、あらかじめ内部でリハーサルを行い、そこで出た指摘を踏まえて改善した上で行っております。

2番さんにお聞きしますが、被告人が犯行を認めている自白事件であっても、供述調書を朗読するのではなく、被害者等の事件関係人に証人尋問を行う方が分かりやすいのでしょうか。

(2番) 先ほど淡々と審理が進んだ印象だと述べましたが、それは裁判員になる前の裁判に対するイメージと比較してという意味にすぎないので、証人尋問を行うかどうかは事件ごとに判断してもらえればよいと思います。私の担当した事件では、被害者に尋問をしなくても、分かりやすかったです。

(検察官) 3番さん、4番さんにお聞きしますが、事件で争点となっていた営利目的という概念は理解できましたか。

- (3番) 覚せい剤を売ればお金になるということは、素人の自分でも分かりましたので、営利目的という概念も理解できました。
- (4番) 日常生活にはない事柄ですが、3番さんが言われたように覚せい剤はお金を生むものということは分かりますし、検察官や弁護士から出された証拠を見て、営利目的という概念も理解できました。
- (司会) 先ほどありました、外国人の被告人とのコミュニケーションの難しさについて、弁護士からお話しいただき、質問があればお願いします。
- (弁護士) 先ほどお話がありました被告人が外国人である場合についてですが、日本人とは感覚が違いますし、言葉も通じない外国で裁判を受けることに対する不安感が強いので、心を開いてもらうこともなかなか難しいのが実情です。私たちが味方であることや裁判制度が異なることを被告人に理解してもらうのにも時間がかかり、何回も何回も会いに行って、ようやく心を開いてもらえます。そういった不安に対する配慮が裁判全体で必要かなと感じました。
- ところで、弁論要旨の様式についてですが、評議で使う場面も含めて、検察官の論告のように見やすく一覧性のあるものと、分量が多くなっても伝えたいことをできる限り記載してあるものとは、どちらが使いやすいと思われますか。
- (3番) 時系列に沿った図式で書いてあれば分かりやすいのは確かですが、関連する内容が細かく書かれているものも欲しいので、例えば、A3用紙の片側に時系列で大まかに書いてもらって、もう一方の側に補足説明が書いてあるようなものが分かりやすく良いかと思います。
- (4番) 検察官と弁護士では見方が違いますし、違った様式でもこちらが拾い上げて判断していけばいいと思いますので、検察官の論告と様式が違っていてもいいと思います。
- (5番) 検察官と弁護人の話を聞いた上で判断しないといけないので、様式よりも書いてある内容の方が重要だと思います。弁論要旨の分量も特に気になりません

でした。

(裁判官) 論告と弁論を対比しながら評議を進める際に、あまり分量が多いと、対応する部分を探すのが大変だったりすることもあるので、一覧性がある方が裁判員の方も探しやすい、裁判官としても評議をしやすいように思います。

(弁護士) 検察官の論告のように、弁論要旨も見やすさを重視したものが主流だと思います。ただ、弁論要旨に主張をすべて記載していくか、重要なポイントに絞って記載していくかについては意見が分かれるところであり、難しい問題です。

(検察官) 論告については、一覧性を重視し、重要なポイントに絞り込んで行うということで庁内で統一されています。

(2番) 弁護士さんにお聞きしますが、弁護士の職務上仕方のないこととはいえ、凶悪犯とされる被告人を弁護するときなど世間一般から厳しい目で見られることもあると思うのですが、弁護士の役割について、どのようにお考えですか。

(弁護士) 被告人が言っていることを法的に評価して、ちゃんと伝えてあげることが弁護士の仕事だと私は考えています。否認事件については、どれだけ荒唐無稽な主張であっても、被告人が強く訴えているのであれば、それを裁判所に伝え、主張や立証を尽くし、裁判所に判断してもらいます。事実上争いのない自白事件については、被告人に反省や謝罪を促し、量刑が少しでも下がるように反省の形などを伝えたりしますが、自白事件の弁護方針はまちまちだと思います。いずれにせよ、まずは被告人本人を信じることから始まります。

(司会) 次の議題に進ませていただきますが、評議の進め方や裁判官からの説明について、工夫してほしい点等がありますか。

(2番) 陪席裁判官の司会進行が分かりやすくて、評議ではいろいろなことがスムーズに進んだ印象です。若い裁判官でしたので、感心しました。

(3番) 評議はかっちりしたものだと思っていましたが、発言しやすい雰囲気、皆さんが自由に意見を言われて、スムーズに評議が進みました。ただ、いろいろな証拠を見ながら話をする場面が多かったので、例えば、モニターに証

拠を示しながら評議すれば、さらに分かりやすかったかと思います。

(4番) 裁判官がいろいろな質問に答えてくれて、やりやすかったですし、他の事件の量刑も踏まえて、自分なりに判断することができました。

(5番) 評議で困ったことはなかったですし、流れるように進んでいった印象です。

**【その他】**

(司会) 最後にお一人ずつ、裁判員の職務を終えての御感想やこれから裁判員になれる方に対するメッセージなど、一言ずついただきたいと思います。

(2番) 私の場合は、何も問題がなかったですし、改善してほしい点はないです。

(3番) 最初に法廷に入るときや、法壇から被告人に質問するときは緊張しましたが、いろいろな配慮がなされており、裁判官が温かく接してくれたので、不安はなかったです。自分もまた裁判員をやりたいと思っております。貴重な時間を体験させていただき、本当にありがとうございました。

(司会) 3番さんからは出前講義のお声もかけていただき、先にお邪魔させていただきました。その節はありがとうございました。

(4番) 職場に戻ってから周りの人に、裁判員は勉強になったし、良い経験だったと話したところ、皆さん興味を持ってくれました。私の職場では裁判員のための休暇が取れますので、裁判員に当たったらやってくださいねと伝えました。裁判員をやれて本当に良かったです。

(5番) 仕事の時間と重ならなかったなので、裁判員をやることができ、良い経験をさせてもらいました。

(司会) 本日頂いた御意見を生かしていきたいと思っております。本日はお集まりいただきありがとうございました。

以 上